

先着10名
限定！！

創業支援セミナー！！

～創業前後に必要な準備・書類手続き等々を中心に解説します！！

『創業前・後に必要な手続き』『社会保険手続き・助成金』等々を詳しくご説明します！

創業される方はこんな悩みをお持ちです。『会社設立ってどのような流れなの？何が必要な？スケジュールは？手元資金で開業はできるの？資金はいくらあればいいの？従業員を雇用したんだけど社会保険の手続きは？etc』
皆さまの「創業への想い」を実現するために、一つ一つの不安を解消していくことが非常に重要です。是非、「創業支援に強い福永会計事務所」がこのセミナーを通して、皆さまのお悩みを解消したいと思います！！是非、御参加下さい！！

＜セミナーにご参加頂くと・・・＞

- ☆ 社会保険手続・従業員雇用に関する情報を惜しみなくご説明します！！
- ☆ 創業までの段取り(会社設立)を詳しく説明します！！
- ☆ 創業の資金繰りについても解説します！！
- ☆ 創業後の経営に関する年間スケジュールを把握できます！！
- ☆ セミナー後に個別に相談できる無料創業相談付き！！

さらに！！創業支援オプションとして！！

創業計画作成支援サービス
プレゼント！！

ご自身の考えで運営した場合、
1年後はどうなるのか？
数字に落とし込んで
一緒に確認してみましょう！！



講師

福永会計事務所 経営支援チーム 福永 哲亮

【あいさつ】

こんにちは。福永会計事務所の福永です。創業するに当たり、皆さんが知りたいことのベスト3『創業までの段取り』と『資金確保と使い方』と『創業後の流れ』です。実は皆さんも1つは該当してのではないのでしょうか？創業するために皆が通る悩みの道なのです。私の講座では、主に創業前の段取り、資金調達の方法、創業後のスケジュールなどについてお話させていただきます！！、その不安を一緒に解消しましょう！！

福永会計事務所
経営支援チーム
福永 哲亮

講師

よつば社会保険労務士事務所 副所長 社会保険労務士 石川 みふみ氏

【あいさつ】

誠意を尽くし、お客様と一緒に働く仲間の幸せを目指します。常に自ら考え、勉強し、成長します。いつも明るく元気、お客様にとって身近な社会保険労務士として、創業者の皆さんへのお手伝いを積極的にさせて頂いております。創業時は右も左も分からない事がたくさん出てきますので、お気軽にご質問下さい！！



よつば社会保険労務士
事務所
副所長 社会保険労務士
石川 みふみ 氏

創業支援セミナー「創業前後の色々な手続き・社会保険手続き等々を詳しく解説！！」

■日時：2015年4月3日(金) 18時00分～20時00分 (途中休憩あり・講座後に無料相談会実施)

■会場：福永会計事務所2階【大阪市淀川区塚本2-15-11 今西ビル2階】 ■参加人員：限定10名(申し込み先着順)

■締切：2015年4月2日(金)13時 まで(定員になり次第締め切ります) ■料金：1,000円(税込)/人 * 料金は当日お預かり致します。

■無料創業計画作成支援サービス希望 (下記をチェックして下さい)

■主催：福永会計事務所

【法人税申告 大阪】で

無料開業相談

本セミナーには、無料開業相談がセットになっています。【既にお申し込みの方は、チェック不要です。】
後日、こちらより日程のご連絡をさせていただきます。原則弊所福永会計事務所にて実施致します。

希望日： 月 日 or 月 日

支援セミナーカリキュラム

講座	内容	講師
18:00～18:50	<ul style="list-style-type: none"> 開業までの段取り(会社設立等) 開業資金はいくらくらい？ 役員給与はいくら取れるの？ 資金調達の方法とは？ 会社の納税スケジュールの説明 	福永会計事務所 経営支援チーム 福永 哲亮
19:00～19:50	<ul style="list-style-type: none"> 従業員雇用時に必要な手続きとは？ 労働基準法とは？ 労働契約書作成のポイント！？ 雇用にあつかわる助成金 	よつば社会保険労務士事務所 副所長 社会保険労務士 石川 みふみ 氏
19:50～20:00	<ul style="list-style-type: none"> 質疑応答、アンケート他 	

以下の記入欄にご記入の上、FAX:06-6390-2069にご返信下さい。

※お申込頂いた方には、受講票をお送りさせていただきます。(TEL:06-6390-2031 担当:福永 哲亮)

参加者①(氏名) 代表者さま	所在地	〒
参加者② (氏名)	電話番号 FAX	

お申込後、折り返し会場案内をFAXいたします。ご記入いただきました個人情報(弊社主催セミナー関連以外には)は使用致しません。また、管理は厳重に行い、第三者への開示等(法的義務に伴う要請を受けた場合を除く)は一切致しません。